

船員保険の

ご案内



船員保険制度などのご案内

目次

各種お手続き・ご提出先について	P1
疾病任意継続のご案内	P2
船員保険制度の保険給付について	P3~4
船員保険の健康診断等のご案内	P5~6
船員保険の保養事業等について	P7

船員保険は、船員とそこのご家族の皆さまに公的な医療保険サービス等を提供する制度です。加入者の皆さまが医療機関等を受診されたときの医療費を負担するとともに、病気やけがで仕事を休まれたときの傷病手当金などの支給や、健康診断や保健指導の実施等により生涯を通じた健康づくりの支援等を行っております。

全国健康保険協会船員保険部では、今後も安定的かつ効率的な運営を図ってまいります。



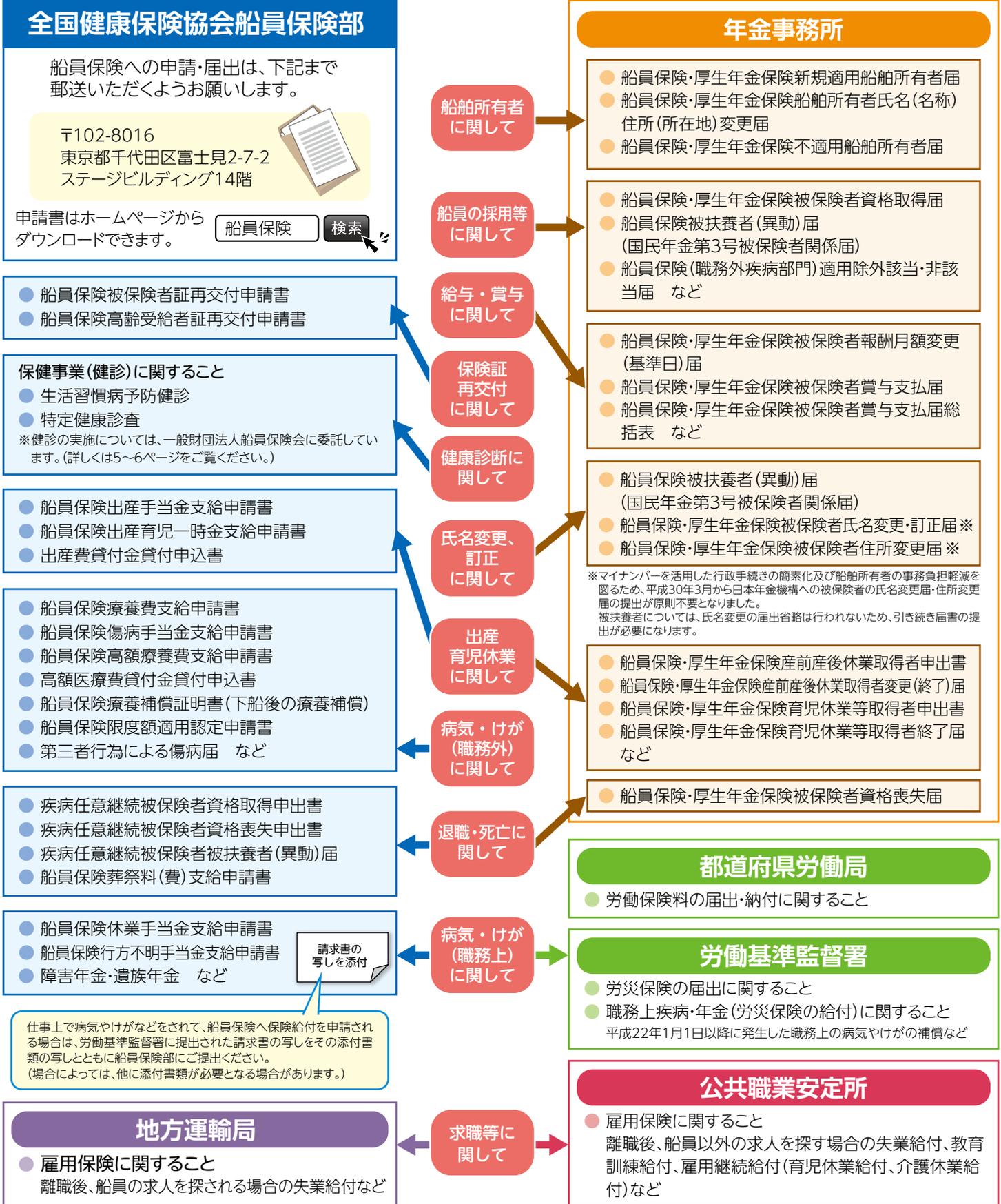
各種お手続き・ご提出先について



Q 船員保険関係の申請はどこで手続きをすればいいですか？

A 下記をご参照のうえ、お手続きください。

手続き先をお間違えになると、書類の返送などのため、通常よりも事務処理に時間を要することになりますので、ご注意ください。



疾病任意継続のご案内



Q 雇止め日後も船員保険に加入したいときは、
どうすればよいですか？

A 以下の加入要件を満たしてお申込みいただければ、
疾病任意継続被保険者として引き続き、船員保険にご加入いただけます。

※船員保険（医療保険）のみ継続加入する制度です。年金は含んでおりませんのでご注意ください。

疾病任意継続被保険者になるための2要件 (2つとも満たす必要があります)	雇止め日までに、船員保険の被保険者期間(疾病任意継続被保険者の期間を含まない)が継続して2ヶ月以上あること
	雇止め日の翌日から20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)に船員保険部に申請いただくこと

疾病任意継続に加入できる期間は最長で2年間です。以下の①～⑤いずれかに該当する場合に資格を喪失します。加入途中で「国民健康保険に加入する」「ご家族の健康保険等の扶養に入る」等の理由で資格を喪失することは出来ません。

- ①加入された日から2年を経過したとき
- ②就職されて、船員保険・健康保険または共済の被保険者となられたとき
- ③保険料を期日までに納めていただけなかったとき
- ④後期高齢者医療制度に加入されたとき
- ⑤死亡したとき

保険料について

保険料は雇止め時の標準報酬月額により決定され、全額船員ご本人様負担となります。ただし、雇止め時の標準報酬月額が一定以上（平成30年度は44万円）の方には保険料の上限があります。なお、保険料は保険料率の変更等の場合を除き、原則として2年間変わりません。

疾病任意継続に加入する時の被扶養者様の個人番号（マイナンバー）登録について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴う船員保険法施行規則の改正により、平成29年1月1日以降、船員保険疾病任意継続被保険者様が被扶養者の届出を行う際は、被扶養者様の個人番号（マイナンバー）を届書に記載いただくこととされました。

これに伴い、「船員保険 疾病任意継続被保険者 資格取得申出書」の書式が変更されています。新しい書式の申出書をご利用いただきますようお願いいたします。

船員保険におけるマイナンバーの取扱いについて



マイナンバーについて、船員保険に関係する事務の取扱いは以下のとおりですので、ご注意ください。

◆船員保険部へ高額療養費等を申請する場合の取扱い

高額療養費等の以下の申請において、課税証明書等の添付が必要となる場合に、ご本人様からの申し出によりマイナンバーを利用して省略が可能となります。

- ① 高額療養費（非課税であることの確認）
- ② 高額介護合算療養費（非課税であることの確認）
- ③ 食事療養標準負担額の減額申請（非課税であることの確認）
- ④ 生活療養標準負担額の減額申請（非課税であることの確認）
- ⑤ 基準収入額適用申請（収入額の確認）
- ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定申請（非課税であることまたは収入額の確認）

※1 対象業務①～④のうち70歳以上の低所得者Iの申請をする場合については、平成30年6月まで非課税証明書等の添付書類が必要です。

※2 情報連携は平成28年1月1日以降の情報が対象となりますので、平成28年1月1日より前の情報が必要な場合は、引き続き添付書類が必要です。（例：平成29年7月診療以前分の高額療養費の請求における課税証明書）

船員保険制度の保険給付について①



Q 仕事以外で病気やけがなどをしたとき、どのような給付を受けられますか？

A 主な保険給付の種類と給付額（割合）は、以下のとおりです。

給付の種類	給付される場合	給付額																																																																		
療養の給付	病気やけが で必要な医療を受けたとき	<p><療養に関する費用の給付割合></p> <table border="1"> <tr> <td>小学校入学前</td> <td>8割（患者負担 2割）</td> </tr> <tr> <td>小学校入学以降70歳未満</td> <td>7割（患者負担 3割）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">70歳以上</td> <td>一般</td> <td>8割（患者負担 2割）（注1）</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>7割（患者負担 3割）</td> </tr> </table> <p>（注1）生年月日が昭和19年4月1日以前の方は患者負担1割です。</p>	小学校入学前	8割（患者負担 2割）	小学校入学以降70歳未満	7割（患者負担 3割）	70歳以上	一般	8割（患者負担 2割）（注1）	現役並み所得者	7割（患者負担 3割）																																																									
小学校入学前	8割（患者負担 2割）																																																																			
小学校入学以降70歳未満	7割（患者負担 3割）																																																																			
70歳以上	一般	8割（患者負担 2割）（注1）																																																																		
	現役並み所得者	7割（患者負担 3割）																																																																		
療養費	立替払いをしたときなど ○掛かった費用に右記の給付割合を乗じた額が払い戻されます。																																																																			
下船後の療養補償 （詳しくは4ページをご覧ください）	乗船中に職務外の 病気やけがをしたとき	<p><療養に関する費用の給付割合></p> <p>下船日から3ヶ月目の末日までの間は、自己負担なしで療養が受けられます。 ●医療機関（調剤薬局）及び全国健康保険協会船員保険部に療養補償証明書を出していただく必要があります。</p>																																																																		
高額療養費	医療費の支払いが 高額になったとき ○自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。	<p><70歳未満の同一月内の自己負担限度額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準報酬月額</th> <th>自己負担限度額計算式</th> <th>多数該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上の方</td> <td>252,600円+（総医療費-842,000円）×1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>53万円～79万円の方</td> <td>167,400円+（総医療費-558,000円）×1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>28万円～50万円の方</td> <td>80,100円+（総医療費-267,000円）×1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>26万円以下の方</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者 （被保険者が市区町村民税の非課税者）</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p><70歳以上の同一月内の自己負担限度額（平成29年8月～）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>個人単位（外来のみ）</th> <th>世帯単位（外来+入院）</th> <th>多数該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>57,600円</td> <td>80,100円+（総医療費-267,000円）×1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>14,000円 （年間上限14.4万円）</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td></td> <td>24,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><70歳以上の同一月内の自己負担限度額（平成30年8月～）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>個人単位（外来のみ）</th> <th>世帯単位（外来+入院）</th> <th>多数該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者Ⅲ （標準報酬月額83万円以上）</td> <td></td> <td>252,600円+（総医療費-842,000円）×1%</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅱ （標準報酬月額53万円～79万円）</td> <td></td> <td>167,400円+（総医療費-558,000円）×1%</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅰ （標準報酬月額28万円～50万円）</td> <td></td> <td>80,100円+（総医療費-267,000円）×1%</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>18,000円 （年間上限14.4万円）</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td></td> <td>24,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標準報酬月額	自己負担限度額計算式	多数該当	83万円以上の方	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円	53万円～79万円の方	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円	28万円～50万円の方	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円	26万円以下の方	57,600円	44,400円	低所得者 （被保険者が市区町村民税の非課税者）	35,400円	24,600円	所得区分	個人単位（外来のみ）	世帯単位（外来+入院）	多数該当	現役並み所得者	57,600円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円	一般	14,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円	44,400円	低所得者Ⅱ		24,600円		低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円		所得区分	個人単位（外来のみ）	世帯単位（外来+入院）	多数該当	現役並み所得者Ⅲ （標準報酬月額83万円以上）		252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円	現役並み所得者Ⅱ （標準報酬月額53万円～79万円）		167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円	現役並み所得者Ⅰ （標準報酬月額28万円～50万円）		80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円	一般	18,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円	44,400円	低所得者Ⅱ		24,600円		低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	
標準報酬月額	自己負担限度額計算式	多数該当																																																																		
83万円以上の方	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円																																																																		
53万円～79万円の方	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円																																																																		
28万円～50万円の方	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円																																																																		
26万円以下の方	57,600円	44,400円																																																																		
低所得者 （被保険者が市区町村民税の非課税者）	35,400円	24,600円																																																																		
所得区分	個人単位（外来のみ）	世帯単位（外来+入院）	多数該当																																																																	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円																																																																	
一般	14,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円	44,400円																																																																	
低所得者Ⅱ		24,600円																																																																		
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円																																																																		
所得区分	個人単位（外来のみ）	世帯単位（外来+入院）	多数該当																																																																	
現役並み所得者Ⅲ （標準報酬月額83万円以上）		252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円																																																																	
現役並み所得者Ⅱ （標準報酬月額53万円～79万円）		167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円																																																																	
現役並み所得者Ⅰ （標準報酬月額28万円～50万円）		80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円																																																																	
一般	18,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円	44,400円																																																																	
低所得者Ⅱ		24,600円																																																																		
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円																																																																		
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>限度額適用認定証のご利用で高額な医療費の窓口負担の軽減を！</p> <p>医療費が高額になると予想される場合は、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示いただくことで、窓口負担が自己負担限度額までに軽減されます。</p> <p>■ の方・・・「限度額適用認定証」が利用いただけます。</p> <p>■ の方・・・「限度額適用・標準負担額減額認定証」が利用いただけます。</p> <p>■ の方・・・「高齢受給者証」を提示いただくことで限度額までの支払いとなります。</p> </div>																																																																				
<ul style="list-style-type: none"> ・療養を受けた月以前の1年間に、3ヶ月以上、高額療養費の支給を受けた場合には、4ヶ月目から「多数該当」となります。 ・現役並み所得者：標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方 ・低所得者Ⅱ：被保険者が市区町村民税非課税者である場合 ・低所得者Ⅰ：被保険者とその扶養家族全員の収入から必要経費および諸控除を除いた後において所得がない場合 																																																																				
傷病手当金	病気やけがで 療養のため仕事を休み、 給与が受けられないとき	1日につき、「支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額」の3分の2の金額が、支給を始めた日から3年の範囲で支給されます。																																																																		
出産手当金	出産のため仕事を休み、 給与が受けられないとき	1日につき、「支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額」の3分の2の金額が、妊娠の判明した日から出産の日後56日の範囲で支給されます。																																																																		
出産育児一時金	妊娠85日以後に 出産したとき	1児につき42万円※1 「直接支払制度」を利用されると、出産育児一時金の請求手続きは医療機関等が行うこととなり、医療機関等での窓口負担が軽減されます。																																																																		
葬祭料		被保険者・被扶養者ともに50,000円※2																																																																		
葬祭料付加金	亡くなったとき	被保険者（被保険者の資格喪失時の標準報酬月額 2ヶ月分-50,000円）※3 被扶養者（被保険者の資格喪失時の標準報酬月額 1.4ヶ月分-50,000円）																																																																		

※1 ただし、妊娠22週未満または産科医療補償制度に加入されていない医療機関等において出産された場合は、404,000円。
 ※2 被保険者が死亡されて、被保険者により生計を維持されていた方がいない場合は、葬祭を行われた方に50,000円の範囲で実際に葬祭に要した費用。
 ※3 被保険者が死亡されて、被保険者により生計を維持されていた方がいない場合は、葬祭を行われた方に標準報酬月額の2ヶ月分の範囲で実際に葬祭に要した費用から葬祭料の額を控除した額。



- 1 傷病手当金・出産手当金の支給に際しては、報酬・年金等との調整が行われる場合があります。
- 2 被扶養者の方は、下船後の療養補償と傷病手当金・出産手当金の給付はありません。
- 3 疾病任意継続被保険者の方は、傷病手当金の給付について一定の要件が必要となります。

◆下船後の療養補償について

船員保険では、乗船中（原則として船舶内）にはじめて発生した職務外の病気やけがに限り、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から3ヶ月後（下船後三月満了年月日*）までは、医療機関（調剤薬局）及び全国健康保険協会船員保険部に「船員保険療養補償証明書」を提出いただくことにより、**保険診療分**について自己負担なしで療養が受けられます。

下船後の療養補償の対象とならないもの（例）

- ◎乗船前から医療機関等で治療を受けている病気やけが
- ◎乗船中に発生した病気やけがで、すでに療養補償証明書を使用されて受診され、「下船後三月満了年月日」を過ぎているもの
- ◎自宅で発生した病気やけが
- ◎健康診断で判明した病気についての精密検査や治療
- ◎歯（虫歯や歯周病など）の治療 [ただし、長期間（1年以上操業・航海している海洋マグロ漁船など）に継続して乗船されている場合については、対象となります。]

*下船後三月満了年月日は、下船日（療養を受けることができる状態になった日をいいます）から3ヶ月後の応当日の前日の属する月の末日までとなりますので、療養補償証明書の「下船後三月満了年月日」欄には、必ずその年月日をご記入ください。

船員保険制度の保険給付について②

Q **仕事上で病気やけがなどをしたとき、
どのような給付を受けられますか？**



A **主な保険給付の種類と給付額（割合）は、以下のとおりです。**

給付の種類	給付される場合	給付額
休業手当金	職務上の事由による病気やけがで、仕事を休み、給与が受けられないとき	<p>①最初の日から3日間 標準報酬日額の全額を支給</p> <p>②4ヶ月以内の期間（①および④を除く期間） 標準報酬日額の4割（同一事由について労災保険から特別支給金が支給される場合は、特別支給金の額を控除した額）を支給</p> <p>③療養を開始した日から1年6ヶ月を経過した日以降の期間（①および④を除く期間で、一定の要件に該当する場合に限る） 標準報酬日額から労災保険法に定める額を控除した額の6割を支給</p> <p>④4ヶ月以内の期間であって、療養を開始した日から起算して1年6ヶ月を経過した日以降の期間（①を除く期間） ②および③に定める額の合算額を支給</p>
休業特別支給金	労災保険から休業（補償）給付を受け、その給付基礎日額が一定の水準を下回るときなど	
行方不明手当金	乗船中、職務上の事由により行方不明になり1ヶ月以上経過したとき	<p>1日につき、標準報酬日額相当額 (行方不明当時、生計を維持されていた方に対し、行方不明となった日の翌日から3ヶ月の範囲内で支給) ※報酬との調整が行われる場合があります。</p>
その他年金など	<p>職務上の事由による傷病で障害が残ったとき 障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、障害特別支給金（※1） 経過的特別支給金（※2）</p> <p>職務上の事由で死亡し、遺族がいるとき 遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、遺族特別支給金（※1） 経過的特別支給金（※2）</p> <p>（※1）労災保険の障害補償年金または遺族補償年金を受け、その給付基礎日額が一定の水準を下回るときに支給されます （※2）労災保険の障害補償年金または遺族補償年金を受け、災害発生前1年間に特別給与（賞与など）が支給されていない場合で一定の要件に該当するときに支給されます</p>	



平成22年1月から職務上の事由による傷病の給付などについては、労災保険で支給されることとなりましたが、従前の船員保険による給付水準と差が生じる（少ない）ことがあるため、それを補うために上表の保険給付等は設けられています。

上表の保険給付等は労災保険に上乗せして給付（行方不明手当金を除く）されますので、労災保険から同一の事由より、同様の給付がなければ支給されません。上乗せ給付のある保険給付については、労働基準監督署と全国健康保険協会船員保険部の双方にご請求ください。

※労災保険には行方不明手当金と同様の給付はありませんので、該当される場合は単独で全国健康保険協会船員保険部へご請求ください。

船員保険の健康診断等のご案内



Q 未永く健康で元気に暮らすための支援を受けられますか？

- A** ①生活習慣病予防健診や特定健康診査などの健診事業を実施しております。
 ②健診結果からメタボリックシンドロームのリスクがあり、生活習慣の改善が必要と判定された方に特定保健指導を行っています。

STEP1 健康診断のご案内

■被保険者の方（ご本人）の健診

健診の種類		主な検査内容	対象者	受診者負担上限額
生活習慣病 予防健診	一般健診 (巡回健診)	問診(喫煙歴・服薬歴など)、診察(聴打診など)、血圧測定、身体測定、視力検査、聴力検査、心電図検査、尿検査、便潜血反応検査(2日法)、胸部・胃部レントゲン、血液検査 など	当該年度において 35歳以上 75歳未満の方 (75歳の誕生日の 前日までの方)	(無料) 0円
	総合健診	一般健診に眼圧検査や肺機能検査、腹部超音波検査などを加えた日帰り人間ドックです		4,847円
一般健診・総合健診に 追加して受診	眼底検査	眼底検査	40歳以上 (医師が必要と判断した 場合のみ実施)	78円
	C型肝炎ウイルス検査	H C V 抗体検査	過去にこの検査を 受けたことがない希望者	454円
	子宮頸がん検診 (子宮頸部細胞診検査)	膺脂膏顕微鏡検査(スメア式)	当該年度において 偶数年齢に達する女性	1,020円
	乳がん検診 (マンモグラフィ検査)	1方向(内外斜位方向撮影)	当該年度において 50歳以上の 偶数年齢に達する女性	1,066円
		2方向(内外斜位方向撮影、頭尾方向撮影)	当該年度において 40歳以上50歳未満の 偶数年齢に達する女性	1,655円
NEW 前立腺がん検査	腫瘍マーカー(P S A)	当該年度において 50歳以上の男性	909円	

受診までの流れ

①受診券の受取り

受診券は、4月上旬に、船員保険情報センターから船舶所有者さま宛にお送りしますので、船舶所有者さまよりお受け取りください。(疾病任意継続被保険者の方には、直接ご自宅にお送りします。)

【新たに被保険者となられた方は、生活習慣病予防健診受診券申請書*1に必要事項をご記入いただき、保険証の写しを添付のうえ、船員保険情報センターへ郵送またはFAXでお送りください】

②健診機関*2に予約

お受け取りになった受診券で生活習慣病予防健診を受診いただけます。受診を希望される健診機関にご予約のうえ受診ください。

*1 生活習慣病予防健診受診券申請書は、船員保険会ホームページ (<http://www.sempos.or.jp/>) からダウンロードいただけます。

*2 受診できる健診機関は、船員保険会のホームページでご確認いただくか、船員保険情報センター (TEL: 03-6722-0448) までお問い合わせください。



船員保険生活習慣病予防健診は、ここがお得です！

- ① 一般健診を無料化しました (総合健診も一般健診の無料化に伴い負担割合を変更しています)
- ② 船員手帳健診よりも検査項目が多く内容が充実しています
- ③ 船員手帳の健康証明を受けていただくことも可能です (※別途証明費用がかかります)
- ④ 健診後の支援として、特定保健指導(6ページ参照)を無料でご利用いただけます

◆船員手帳の写し(コピー)の提供にご協力をお願いします

船員保険では、生活習慣病予防健診を受診されていない方に、船員手帳の写し(コピー)の提供をお願いしています。

船員手帳の健康証明にかかる部分(第3表、第14表および第15表)の写し(コピー)を提供いただいた方には、必要に応じ、健康づくりに向けた支援をさせていただきます。

平成29年度は、船員手帳の健康証明書欄の見方をイラスト付きで解説した「船員手帳でわかるあなたの健康」を一部リニューアルし、船員の皆さまの健診結果データを集計した内容を掲載することにより、より興味を惹く内容にしました。さらに胃がんは日本人に多いがんであり、早期発見ほど完治しやすいこと等から、検診の重要性について紹介しています。今後とも、船員の皆さまの健康づくりに役立つ有益な情報をお送りしますので、船員手帳の写し(コピー)の提供にご協力をお願いいたします。

■被扶養者の方（ご家族）の健診

健診の種類	主な検査内容	対象者	受診者負担額
生活習慣病予防健診	被保険者の生活習慣病予防健診と同じ内容です		受診者負担上限額は被保険者と同じです
特定健康診査	基本的な健診 問診（喫煙・服薬歴など）、診察（聴打診など）、 身体測定、血圧測定、血中脂質検査、 肝機能検査、尿検査（尿糖・尿蛋白）	当該年度において 40歳以上 75歳未満の方 （75歳の誕生日の 前日までの方）	健診費用総額－7,020円 集合A契約の健診機関 （全国約2千機関）においては 無料で受診いただけます
	詳細な健診 貧血検査、心電図検査、眼底検査、 血清クレアチニン検査 （医師が必要と判断した場合のみ実施）		健診費用総額－3,400円 集合A契約の健診機関 （全国約2千機関）においては 無料で受診いただけます

受診までの流れ

①受診券（セット券）の受取り

受診券（セット券）は、4月下旬に、船員保険情報センターから対象となる方のご自宅（被保険者の方の登録住所）にお送りします。

【新たに被扶養者となられた方は、特定健康診査受診券申請書※¹に必要事項をご記入いただき、保険証の写しを添付のうえ、船員保険情報センターへ郵送またはFAXでお送りください】

②健診機関※²に予約

お受け取りになった受診券（セット券）で生活習慣病予防健診または特定健康診査を受診いただけます。受診を希望される健診機関にご予約のうえ受診ください。

※¹ 特定健康診査受診券申請書は、船員保険会ホームページ（<http://www.sempos.or.jp/>）からダウンロードいただけます。

※² 受診できる健診機関は、船員保険会のホームページでご確認いただくか、船員保険情報センター（TEL：03-6722-0448）までお問い合わせください。

STEP2 特定保健指導のご案内

健診結果や生活習慣の問診などからメタボリックシンドロームに該当した方や予備群と判定された方に対して、保健師などの専門スタッフが生活習慣の改善を図っていただくうえで必要と思われる様々な取り組みをアドバイスします。ご自身の健康を見直していただく機会としてぜひご利用ください。

なお、30年度より特定保健指導の実施期間が短縮され、今まで以上に取り組みやすくなりました。

ご利用方法

船員保険情報センターより、船員保険特定保健指導利用券が対象の方に交付されます。指定実施機関でご予約のうえご利用いただけます。

費用

被保険者の方：『無料』でご利用いただけます。

被扶養者の方：船員保険特定保健指導利用券と一緒に送付される「特定保健指導実施機関一覧」に記載されている実施機関でご利用される場合は無料です。

なお、「特定保健指導実施機関一覧」に記載されている実施機関以外にもご利用いただける実施機関があります。この場合には、費用の一部（上限7,560円又は23,760円）を船員保険が補助します。



受診券の申請および健診などに関するお問い合わせ先

船員保険情報センター

〒105-0023
東京都港区芝浦1丁目11-18

Tel 03-6722-0448

Fax 050-3156-0501

<http://www.sempos.or.jp/>

※生活習慣病予防健診・特定健康診査などの実施に関する事務は、一般財団法人船員保険会に委託しています。

無線医療助言事業のご案内



Q 航海中に急病人が出た場合、どのようなサポートが受けられますか？

A 船員保険では、無線医療助言事業を行っています。無線医療助言事業は、航海中の船舶内において急病人やけが人が発生した際に、船舶内の衛生管理者などから電話、FAX、メールにより寄せられる助言要請に対し、医師による救急処置の指示などの医療助言が受けられます。

洋上の船舶からの医療助言要請

※インマルサット衛星通信などによる世界中の海域からの要請（電話、FAX、メール）



病院

※24時間体制による医師の医療助言（電話、FAX、メール）

船員保険の保養事業について

Q 船員保険の保養事業とはどのようなものですか？

A 船員保険では保養事業として以下の宿泊補助を行っています。加入者の皆さまは一泊3,000円の宿泊補助が受けられます。



船員保険の保養事業

1. 旅行代理店の契約施設を利用した場合の宿泊補助

船員保険の加入者の皆さまが旅行代理店（近畿日本ツーリスト、日本旅行）の契約宿泊施設をご利用される場合、事前にお手続きいただくことで**1泊3,000円**の宿泊補助〔年度内（4月から翌年3月まで）お1人につき4泊まで〕が受けられます。

※ **対象宿泊施設…約4,000施設**（「近畿日本ツーリスト」、「日本旅行」の契約宿泊施設）

2. 保養所、総合福祉センターにおける宿泊補助

船員保険の加入者の皆さまが船員保険保養所または総合福祉センターに宿泊した場合、**1泊3,000円**の宿泊補助が受けられます。

また、**日帰り入浴を無料**で利用できます。

※ **対象宿泊施設…5施設**（保養所…4施設 総合福祉センター…1施設）

3. 船員保険保養所等の代替施設（契約保養施設）における宿泊補助

船員保険の加入者の皆さまが船員保険保養所等の代替施設に宿泊した場合に、**1泊3,000円**の宿泊補助が受けられます。

※ **対象宿泊施設…8施設**

※詳しいご利用方法等については、船員保険部へお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 船員保険部
船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング14階
電話 0570-300-800(市内通話料金)
03-6862-3060(IP電話・PHSご利用の方)